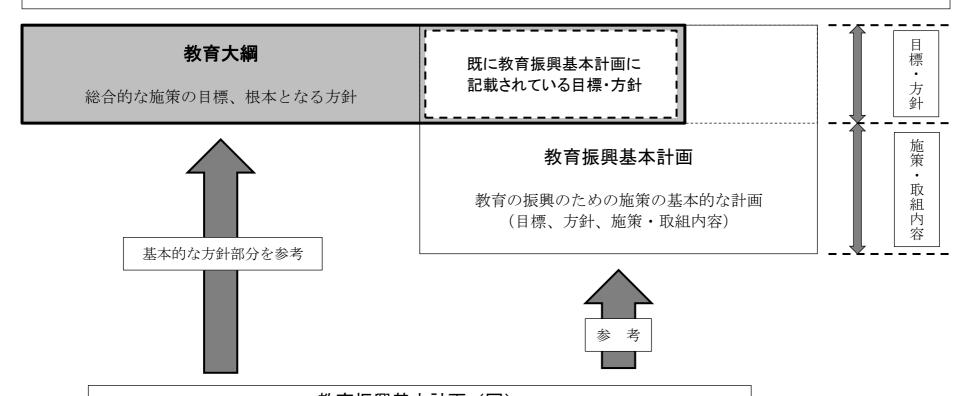
- また、教育委員会の所管事項においても、予算編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。
- これらを踏まえ、民意を代表する市長と教育委員会が、本市の教育、学術及び文化の振興に関する課題や方向性を共有し、市民の意向をより一層反映した総合的な施策の目標や根本となる方針を策定する。



- 教育振興基本計画(国)
- ▶ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について 策定することを求めているものではない。
- ▶ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。
- ▶ 教育の課題が地域よって様々であることを踏まえ、首長が地域の実情に応じて策定する。
- ▶ 地方公共団体において、教育振興基本計画を定めている場合は、その中の目標や根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができる。

-2